

サン共同通信

2024年

7

Topics 注目トピック

- 融資 信用保証協会(全国) 経営力強化保証制度の取扱い開始
- 社保 令和6年6月から定額減税を実施していますか?
- メディア実績

月号



同時並行で進める「会社設立」と「創業融資」の手続きで失敗しないポイントは？

起業してから同時に進めないといけない「創業融資申込」「会社設立」「店舗物件申込」のそれぞれ準備するタイミングはいつか??

起業する際、以下の3つの手続きを同時に進めなければならないため、進め方に注意が必要です。進め方を間違えてしまうと事業がスタートできないケースがありますので、準備する際のチェックポイントについて解説します。

※以上の1～3のいずれかのケースに該当することを前提として解説します。
※この記事は、弊社のコンテンツガイドラインに基づき作成されています。

創業融資

会社を設立し、金融機関から会社名義で創業融資を受ける場合、会社設立後に届く登記簿謄本が届くまで面談に進むことができないケースがほとんどです。特に、創業期に最も融資を受けやすいとされる日本政策金融公庫では、登記簿謄本による会社の実態確認が大前提となります。

※登記簿は会社設立後1週間以内に届きます。

また、店舗物件が必要となるビジネスの場合は店舗物件が見つからないと融資の手続きを進めることができません。



結論： 登記簿謄本が届き、店舗物件が決まってから融資申込をする

(参考) 飲食店の場合

飲食店などの場合、店舗物件について保健所の許認可を取得する必要があります。日本政策金融公庫は保健所の許認可取得前に融資を受けることができませんが、信用保証協会の保証付きなど金融機関から融資を受ける場合には保健所の許認可がないと融資を受けられないため、飲食店のオープンの際は日本政策金融公庫を優先するとよいでしょう。

(参考) 定期借家契約で物件を賃借するケース

定期借家契約で物件を賃借する場合、契約期間の満了に伴い更新することができずに退去となるケースがあります。金融機関にも賃貸借期間しか営業できないのでは回収が困難と判断され融資がおりない可能性が高くなります。定期借家条項のある賃貸借契約には注意が必要です。

会社設立

下記の情報が確定し、必要資料が準備できると会社設立が可能となります。

必要情報

社名、本店所在地、設立年月日、決算月、株主、役員、資本金、事業内容など

必要資料

株主・役員の方の印鑑証明書、資本金が確認出来る通帳のコピー、本人確認資料(ex.運転免許証)など



会社設立の際に記載する本店所在地は「店舗の所在地」を本店所在地として記載することが通常です。

よって、会社設立と店舗探しを同時に行いますが、店舗が見つかり次第、通常は大家さんに会社設立の承認を頂き、法人名義で物件を契約することが多いため、会社設立前に店舗物件を探すことになります。

なお、個人名義で物件を契約し法人名義に変更する場合、通常は名義変更となります。個人契約の解約と法人での新規契約となるので、敷金の精算などを一からやり直すことになります。

結論： 必要情報(所在地含む)・必要資料が揃ってから会社設立をする

店舗物件

当然ですが、希望の物件が見つかり次第申込を行い、保証金などを支払ってから契約となります。このときに問題となるのが、高額となりがちな保証金の支払いについて、自己資金ではなく融資金から支払いたいというケースです。



良い物件はすぐに決めないと流れてしまう一方、融資は①で触れたように店舗が決まらないと手続きが進みません。よって、物件の保証金の支払いは融資を受けてからでは間に合いません。実務的には、希望物件が決まりましたら自己資金の範囲内で保証金を支払い、融資の手続きを進め、融資が実行されてから工事の残金など他の費用を支払うという流れになります。

結論： 希望物件が見つかり、自己資金で保証金を支払える状態になってから物件申込をする

なお、起業後には銀行口座開設と税務・労務手続きも必要となりますので以下に記載します。

銀行口座

会社設立をした場合は法人口座を作る必要がありますが、
①創業融資と同様に登記簿が届いてからの作成申込となります。

結論：登記簿が届いてから銀行口座開設をする



(参考) 個人事業の場合の銀行口座

個人事業主でもプライベート用の口座でビジネスを行ってしまうと会計処理が煩雑になるなどの支障が出ます。よって、個人事業主でも起業後にはビジネス用の銀行口座を作る必要があります。屋号付きの個人口座を作ることもできますが、手数料無料といった個人契約時のメリットがなくなってしまう銀行もあります。以上のことから、屋号付きの銀行口座を開設する場合は、デメリットがないかを確認した上で実施する必要があります。

税務・労務手続き

会社設立の手続きは、司法書士の独占業務となりますが、税務手続きは税理士、労務手続きは社会保険労務士の独占業務となります。色々な士業の先生が登場しますが、他士業の業務を他士業の先生が対応することはできないので、漏れのないようにワンストップで対応してもらえるサービスがおすすです。

(例：会社設立の手続きは済ませたが、税務の届出書が漏れて白色申告になってしまった、など)



会社設立と創業融資までの流れ

会社設立から銀行口座開設まで

会社設立資料準備

- チェックシートの記入
- 資本金入金通帳コピー
- 印鑑証明書
- 免許証コピーの用意

～1週間

会社設立

- 会社設立手続き
- 登記簿入手

～1週間

口座開設

- 口座開設手続き

2週間～1ヶ月

創業融資申請から入金まで

創業融資資料準備

- 創業計画書
- 借入申込書等の用意

～1週間

お客様・弊社で打ち合わせ

- 弊社打ち合わせ

～1週間

弊社・公庫間の交渉

- 公庫との事前交渉開始

～1週間

1週目

2週目

3週目

4週目

公庫での面談

～3週間

5～7週目

口座開設完了

銀行口座 利用開始!

融資決定連絡・資料到着

- 借入申込資料の到着
- 印紙返送

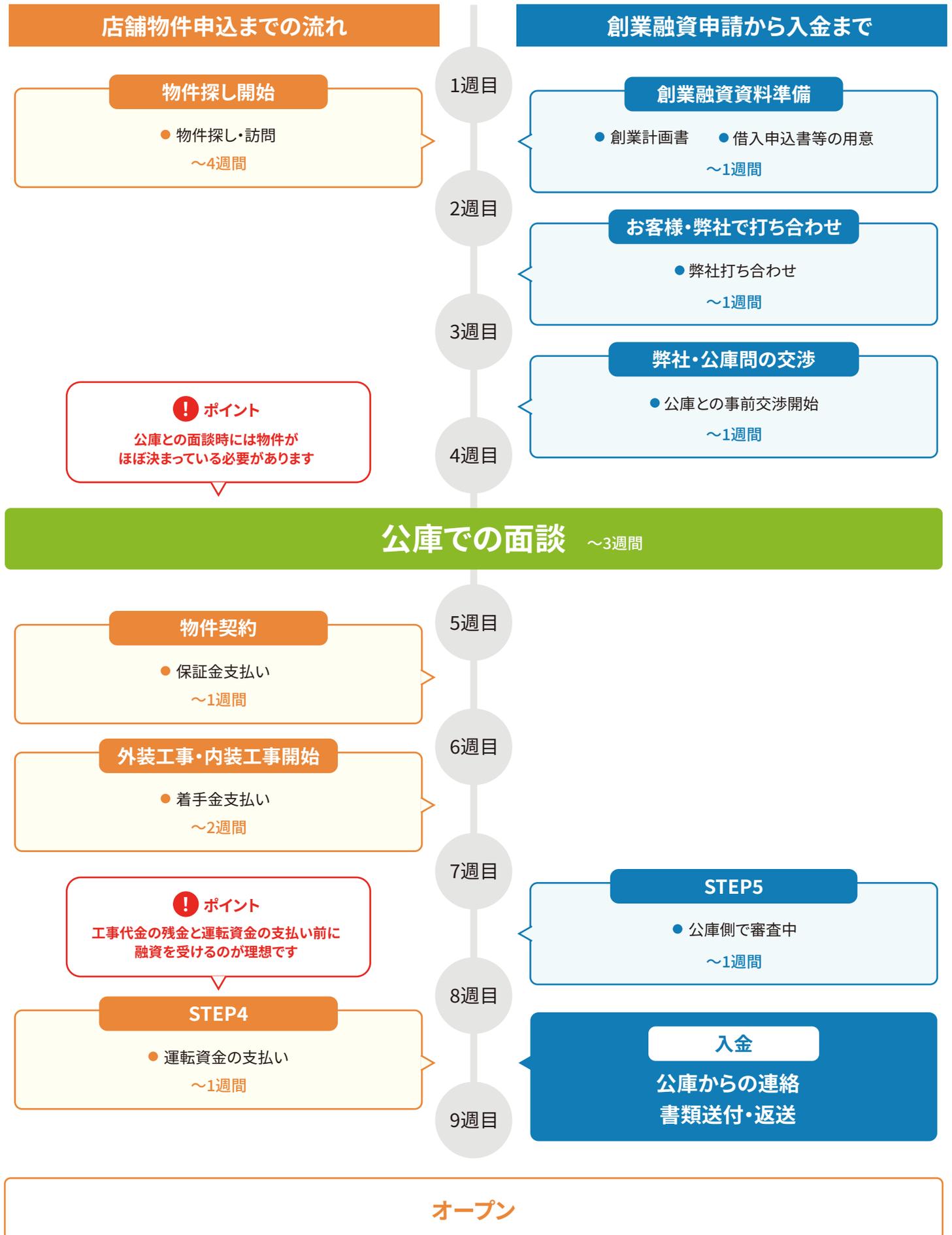
～3日

8週目

口座へ借入金 入金

※インターネット専業銀行への入金は不可
(ジャパネット銀行、楽天銀行、住信SBIネット銀行など)

店舗物件申込と創業融資までの流れ



小林 信仁

信用保証協会(全国) 経営力強化保証制度の取扱い開始

2024年7月1日から、全国の信用保証協会において**経営力強化保証制度**の取扱いが開始しました。
 この制度の特徴としては**認定経営革新等支援機関**の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に**信用保証料を減免(約0.2%)**し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取り組みを強力にサポートする点にあります。
 また、保証付融資を一本にまとめて借り換えることで月々の返済負担を大幅に低減させ資金繰り改善を図ることが可能な制度となっています。

制度内容	保証限度額	2億 8,000 万円
	資金使途	運転資金、設備資金
	返済期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転 5年以内 (据置期間 1年以内含む) ・ 設備 7年以内 (据置期間 1年以内含む) ※保証付きの既往借入を借り換える場合は 10年以内
	金利	金融機関所定の金利
	信用保証料	借入金額に対して 0.30% ~ 1.75%
	保証人	必要に応じて
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業行動計画書 ・ 「経営力強化保証」 申込人資格要件等届出書 ※いずれも HP に所定の書式あり

詳細な条件や申請方法については、信用保証協会の公式ウェブサイトをご参照ください。
<https://www.zenshinhoren.or.jp/document/news/keieiryokukyoka.pdf>

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2024年7月1日時点
創業融資の基準金利	2.60 ~ 3.80%	2.35 ~ 3.55%
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2024年6月30日まで	2024年12月末日まで

令和6年6月から定額減税を実施していますか？

1.はじめに

2024年4月号において定額減税(給与所得者の月次減税事務)について簡単に記載しましたが、その後生じている給与所得者の疑問点についてご説明いたします。

また、事業所得者等の確定申告者の定額減税について、実施時期について触れたいと思います。

2.給与所得者:月次減税事務のQ&A

Q 月次減税事務ではなく、年調減税事務で処理すれば問題ないですよね？

A 月次減税対象者は月次減税で処理することとなっています。
月次減税事務の適用を受けるか否かを選択することはできず、処理しない場合は、労働基準法第24条の賃金の全額払いに違反することになりますので、ご注意ください。

Q 転職した人は、どうなりますか。

A 月次減税事務においては、6/1に在籍しているかどうかで判定します。なので、6/2以降に入社の人は、月次減税事務を行わず、年調減税事務で定額減税を実施することになります。

Q 転勤した人は、どうなりますか。

A 転勤先にて月次減税事務を引き続き行うこととなります。
給与等に係る源泉所得税の納税地は、その給与等の支払事務を取扱う事務所等のその支払の日における所在地とされています。給与等の支払事務を支店で取扱う場合は、その支店の所在地が納税地となり、支店の所在地の所轄税務署に源泉所得税を納付することとなります。そのため、同一の会社の国内にある他の支店、営業所等で、源泉所得税の納税地が異なる給与支払事務所へ従業員等が転勤をした場合には、その従業員等の給与に関する事務の全部を転勤先に移管することになります。

Q 休職者が9月より復帰することになりました。定額減税は必要でしょうか。

A 6/1に在籍していれば、休職者も定額減税の対象となりますので、復帰した最初の給与より定額減税を行ってください。

Q 子供が秋から海外留学することになりました。扶養しているのですが、取扱いがわかりません。

A 定額減税は居住者に限定しているため、海外に留学の場合は対象外となります。月次減税事務では当初の算出した定額減税可能額で控除し、年調減税事務において精算してください。なお、給与計算上、扶養人数は1名としていたのでしたら、そのまま扶養人数は1名でOKです。

Q 令和6年7月に子供が生まれた場合はどうなりますか？

A 6月の給与支給時で判定のため、給与の月次減税の対象外となります。年調減税事務にて定額減税の対象とし実施します。

Q 令和6年2月に子供が生まれましたが、住民税は反映されていないようです。なぜでしょうか？

A 月次減税事務では6/1現在の在籍者で判定し、所得税の定額減税の対象としています。(令和6年分の所得税に係る扶養親族の判定時期は、令和6年12月31日の現況によるとされているため、令和6年1月2日以後に出生した扶養親族については、定額減税の対象となります。)しかし、住民税については、令和6年度分の個人住民税に係る扶養親族の判定時期は、令和5年12月31日の現況によるとされているため、令和6年1月2日以後に出生した扶養親族については定額減税の対象とはならず、今回の住民税通知書には反映されていません。

Q 従業員Xはパートの妻Yを扶養にしていたのですが、扶養範囲内(合計所得48万円以内)を超えそうです。どうすればよろしいでしょうか。

A 従業員Xは当初算出した定額減税可能額までそのまま月次減税事務において控除し、年調減税事務において精算することになります。一方、妻Yは、パート先で扶養控除等申告書を提出している限り、扶養範囲内で稼働するしないにかかわらず、定額減税されているはずですので、そのまま月次減税にて控除することになります。

Q 8月に退職予定の者がおり、退職金を支払う予定です。まだ定額減税を控除しきれていないのですが、定額減税の対象となりますか。

A 退職金等の退職手当は定額減税の対象外となります。なお賞与は給与と同様、対象となります。

3. 月次減税と年調減税の対象者

給与収入が2,000万円超の方は、月次減税では定額減税の対象となり適用を受けましたが、給与収入2,000万円超の方はそもそも年末調整の対象とならず、年調減税で精算することができません。最終的に確定申告において定額減税の精算が行われます。(定額減税対象外の取り扱いとなります。)

月次減税と年調減税の事務において、その他の対象者の留意点は下記のとおりとなります。

(1) 月次減税事務：令和6年6月以後の各月の給与等に係る控除前税額から控除する事務

対象となる者(基準日在職者)	対象とならない者
[ア]令和6年6月1日現在、勤務中で、源泉徴収税額表の甲欄が適用される(扶養控除等申告書を提出している)居住者の人	[A]令和6年6月1日現在、勤務中で、源泉徴収税額表の乙欄又は丙欄が適用される(扶養控除等申告書を提出していない)居住者の人 [B]令和6年6月2日以後に雇用された人

(2) 年調減税事務：年末調整の際に年間の所得税額から控除・精算する事務

対象となる者	対象とならない者
[ア]令和6年6月1日以後の令和6年分の年末調整時に扶養控除等申告書を提出している人(右欄の人を除く) [イ]年の中で年末調整の対象となる次の人 ▽令和6年6月1日以後、年の中で退職した人のうち、次の人 ・死亡により退職した人 ・著しい心身の障害のため退職した人で、その退職時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人 ・12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人 ▽令和6年6月1日以後、年の中で海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人	[A]年末調整の対象とならない次の人 ▽令和6年中の主たる給与の収入金額が2,000万円超の人 ▽令和6年分の給与に係る源泉所得税について、災害減免法による徴収猶予や還付を受けた人 ▽令和6年分の年末調整時に扶養控除等申告書を提出していない人(乙・丙欄適用者) [B]令和6年5月31日以前において、年の中で年末調整の対象となる人 [C]合計所得金額が1,805万円超の人

4. 事業所得者等：定額減税の実施時期

(1) 原則

令和6年分の所得税の確定申告の際に所得税の額から定額減税されます。

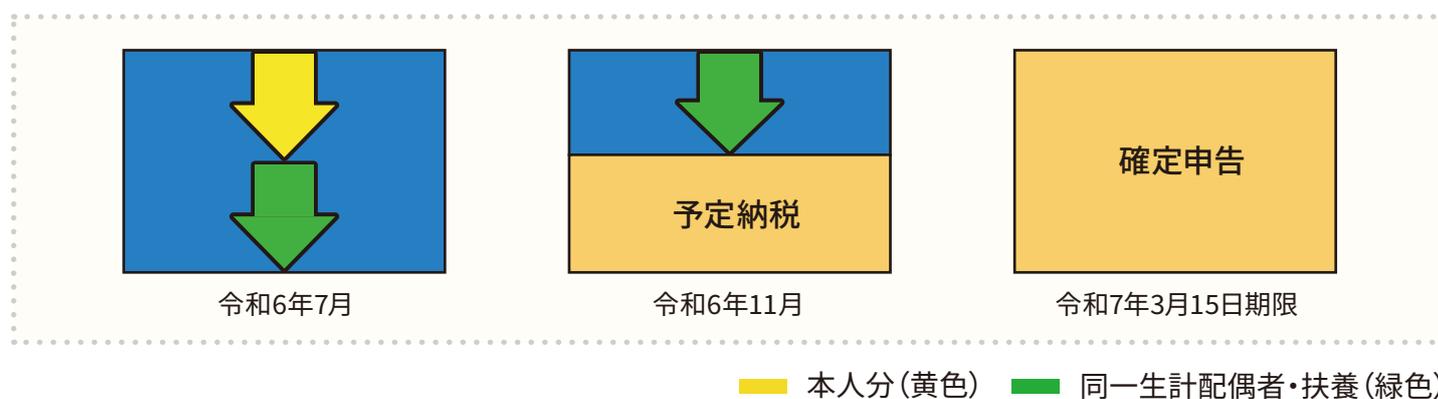


(2) 予定納税

1 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)から本人分が減税されます。

2 減額申請手続き

同一生計配偶者または扶養親族に係る減税分については、予定納税額の減額申請の手続により減税することができ、第1期分予定納税額から控除しきれなかった場合には、控除しきれない部分の金額を第2期分予定納税額(11月)から控除します。



5. 最後に

今回は、実際に給与計算をするにあたって今後生じるかもしれない疑問点を主に記事にしました。

今後、年調減税、給付金関係についても、国税庁等より詳細が出てくるかと思っておりますので、また改めてご案内させていただきます。

メディア実績



サン共同税理士法人主催

Special 税理士対談セミナー

取材など



KaikaiZine (2023年9月11日)



FIVE STAR MAGAZINE (2023年9月)



税界タイムス (2023年10月1日)



Tax Picks (2023年8月19日)



Doctor'sライフ (2023年9月)



週刊新潮 (2022年6月16日)



週刊ダイヤモンド (2021年2月13日)



週刊現代 (2020年6月27日号)

テレビ東京
ワールドビジネス
サテライトに取材
放送されました。
(2020年5月1日)



セミナー・YouTube

2023年12月



ビジオたチャンネル

2023年8月



ラファエルチャンネル

2023年8月



Money Forward主催士業サミット



2023年8月



船井総研主催セミナー



2022年12月



会計事務所サミット2022



2021年12月



会計事務所サミット2021



2019年7月



会計事務所サミット2019



書籍



2023年12月発行

ご購入はこちら▶



D3 BAR LOUNGE



D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



「新規開業をお考えの方」や
「税理士を変更したい方」を
ぜひご紹介ください!

お客様紹介 キャンペーン



Amazonギフト券最大50,000分プレゼント!

下記の新規お客様情報①～③をメールでご連絡もしくは、ご担当者にお申し付けください。
ご紹介いただき一定金額で契約になった場合には、もれなくAmazonギフト券50,000円を贈呈いたします。

①紹介者氏名

紹介いただける法人名
および担当者氏名

②事業内容

簡潔にご教示下さい

③連絡先

メールアドレス
および電話番号

ご連絡はこちらまで

contact@san-kyodo.jp



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶



コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供として細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。サン共同税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した情報の訂正、修正、追加、中断、削除等をいつでも行うことができるものとします。

サン共同税理士法人グループ コンテンツに関する問合せ窓口
メールアドレス: support@san-kyodo.jp



vol.26

月号



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1階

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15階

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオスクエア 2-D